

学生会館規程

第1章 総則

(意義)

第1条 この規程は、学校法人片柳学園（以下「本法人」という）が設置する学生会館の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は本法人東京工科大学および日本工学院八王子専門学校(以下「設置校」という)の学生に良好な勉学の環境を提供し、併せて学生会館（以下「寮」という）における共同生活の風紀、秩序を維持し、円滑な管理の徹底を図ることを目的とする。

第2章 管理

(管理運営)

第3条 寮の管理運営に関する事項は本法人が定める寮の館長（以下「館長」という）が統括する。

(館長)

第4条 館長は本法人総務部部长あるいは総務部次長(八王子キャンパス担当)のいずれかが兼務する。
2 館長は理事長が任命する。

(副館長)

第5条 副館長は、東京工科大学にあつては学務課長、日本工学院八王子専門学校にあつては教育・学生支援部課長が兼務し、2名の副館長を置く。
2 館長不在時は副館長がその代理を務める。

(舎監)

第6条 寮の管理及び運営を迅速、円滑にするため寮内に舎監を置く。

(順守義務)

第7条 寮を利用する場合は本法人の定める規程を誠実に守らなくてはならない。
2 寮の利用者は寮に在寮する者（以下「寮生」という）と寮生関係者とする。

第3章 入寮および退寮

(入寮資格)

第8条 寮に入寮できる者は、本法人設置校の学生であり、次の各号に該当する者とする。
(1) 入寮は原則として新入生とする。
(2) 入寮金、部屋代、食費、水道光熱費、清掃費、管理費を支払う能力のある確実な保証人があること。
(3) 健康で文化的な共同生活を営むことができる者であること。
(4) 原則として自宅から通学困難な者であること。

(名称、入寮定員及び対象学生)

第9条 寮の名称および、入寮定員、対象学生、設備は、次のとおりとする。

名称	総定員	対象学生	設備
第1学生会館	500名	男子・女子	バス・トイレ別
第2学生会館	200名	女子	バス・トイレ付
第3学生会館	452名	男子	

2 第1・第2・第3学生会館の、設置校ごとの定員については、設置校間の協議によって決定する。

(学生会館費)

第10条 学生会館費（以下「寮費」という）は、別表に定める。
2 寮費の納入は半期ごととし、その納入時期については、設置校が定める。
3 やむを得ない理由により寮費の納入ができない場合、申請により分割による納入を認めるものとするが、入寮金については入寮時一括払とし、途中退寮の際の未払い分の寮費については、退寮時一括払とする。
4 入寮手続完了後、入寮前にやむを得ない事情により入寮を辞退する場合、入寮金を除く当該費用を返還することができる。
5 入寮後の既納の寮費については、いかなる理由があっても返還しない。ただし、第1項に定める寮費のうち、食費の一部（別表に定める）を残りの月数に応じて返還する。
6 入寮時以外の納入期限以降に、寮費の納入がなく、やむを得ず退寮が決定した場合、その利用月数分の部屋代、食費、水道光熱費、清掃費、管理費を徴収する。
7 定額の使用量を超過した水道光熱費については、各寮より、寮生に対し個別に徴収する。なお、定額の使用量については、別に定める。
8 食費は、1年間に必要な食材費を月割りにして算出し、各校の授業日数にあわせて提供する。

(入寮の時期)

第11条 入寮は原則として入学年度とするが、空部屋がある場合にのみ、年度途中での入寮を許可する場合がある。
2 途中入寮時に必要な経費は、別表に定める。

(入寮の選考・許可)

第12条 入寮選抜および募集時期は、設置校が定める方法、期間により行う。
2 入寮者の選考は設置校において行い、これに基づいて館長が決定する。
3 入寮選抜の後、入寮が許可された入寮希望者への通知は、設置校が行う。

(入寮手続)

第13条 入寮の許可を受けた者は、所定の期日までに誓約書とともに、寮費等の納入をしなければならない。
2 前項の手続を所定の期日までに行わない者は、入寮の許可を取り消すものとする。

(在寮期間)

第14条 入寮者の在寮期間は設置校それぞれの在籍期間内とする。

(寮室の割当)

第15条 寮室の割当て、転室に関しては設置校が決定し、必ず館長に報告するものとする。
ただし、館長が不適当と認めた時は、これを変更することができる。

(施設等の保全)

第16条 寮生は、居室、共同施設、その他の施設、設備等の維持保全に留意し、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。
(1) 居室以外の目的に使用しないこと。
(2) 居室には許可なくして工作を加えないこと。
(3) 災害防止、防火管理、保健衛生、その他学生寮の管理運営上の必要から行う館長からの指示に従うこと。
2 寮生は、故意又は過失により施設、設備等を破損、汚損若しくは滅失したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退寮)

第17条 退寮を希望する者は、退寮の3週間前までに、所定の退寮届を舎監に提出しなければならない。
2 所定の在寮期間を経過したときは、原則として一週間以内に退寮しなければならない。ただし、卒業期生の場合、専門学校生にあつては卒業式の、大学生にあつては、学位記授与式の翌日とする。
3 退寮にあたって清掃と舎監立会いによる設備や備品の点検を受けなければならない。
4 定額の使用量を超過した水道光熱費を精算しなければならない。

(退寮処分)

第18条 館長は、寮生が次の各号に該当する場合、大学は学長、専門学校は校長と協議のうえ退寮を命ずることができる。
(1) 設置校の学生の身分を失ったとき。
(2) 設置校の定めるところによる懲戒処分を受けたとき
(3) 学費滞納による除籍処分となったとき
(4) 休学を許可されたとき
(5) 停学を命ぜられたとき
(6) 伝染病その他の疾病等により、他の寮生の生活を著しく阻害する恐れがあるとき
(7) 著しく風紀及び秩序を乱す行為があったとき
(8) 寮生が在籍する設置校の学則及びこの規程に違反したとき
(9) 寮費を滞納したとき
(10) 保健衛生上在寮不適当と認められたとき

(短期利用)

第19条 寮に空室がある場合には、短期利用を許可することがある。
2 短期利用の際の寮費については、1週間あたり5,000円とし、水道光熱費については、第10条第7項と同様の扱いとする。
3 短期利用者に対する、食事の提供は行わない。

第4章 防火及び安全衛生

(安全衛生)

第20条 寮生は互いに安全衛生と寮施設の保全に努めなければならない。

(防火と防災)

第21条 寮生は、電気や火気等の取扱に注意し、常に防火措置の万全を図るとともに盗難に対しても充分注意をはらい、相互に迷惑を及ぼす事故が生じないように厳に留意しなければならない。

(安全心得)

第22条 寮生は廊下、階段、非常口に障害物を置かないようにし、安全装置・火災報知器等は常に有効であるよう注意するとともに、その使用方法を熟知しておかなくてはならない。

(寮室への立ち入り)

第23条 館長が火災予防又は管理上必要と認めたときは、指定された者が寮生立ち会いのうえ入室することができる。ただし、災害又は非常時の場合はこの限りではない。

(応急処置)

第24条 寮生は災害又は非常事故が発生し、又は発生する危険を予知した場合は直ちに舎監に通報するとともに、相協力して臨機応変の措置により被害の防止に努めなければならない。

(公衆衛生)

第25条 寮生は公衆衛生に留意し、食堂、浴場、トイレ等は常に清潔に保つように心がけなければならない。

(病気等の届出)

第26条 寮生が病気・怪我をした時はすみやかに舎監に連絡して適当な措置を受けなくてはならない。

(伝染病)

第27条 寮生が伝染病にかかり、又はその疑いのある場合は直ちに舎監に連絡するとともに館長の指示に従わなければならない。

第5章 雑則

(細則等)

第28条 この規程に基づく寮細則は別に定める。

2 寮生関係者の規則は別に定める。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は館長・学長・校長の議を経て、行うものとする。

附 則

1. この規程は平成10年4月1日から施行する。
1. この規程は平成30年9月1日から施行する。

第10条別表

【学生会館費】

会館名	費目	金額		
第1学生会館 第2学生会館 第3学生会館	入寮金(入寮時)	第1	2年間	100,000円
			3年間	150,000円
			4年間	200,000円
		第2・第3	2年間	130,000円
			3年間	195,000円
			4年間	260,000円
	部屋代(月額)	第1	26,000円	
		第2・第3	36,000円	
	食費(月額)	第1・第2・第3	21,000円	
	水道光熱費(月額)	第1	8,000円	
第2・第3		10,000円		
清掃費(月額)	第1	2,000円		
	第2・第3	3,000円		
管理費(月額)	第1・第2・第3	2,000円		

【電気料金】

期間	定額使用量	超過分徴収時期	超過料金 (1kwhあたり)
4月～6月	120kwhまで	7月初旬	17円42銭
7月～9月	360kwhまで	10月初旬	
10月～12月	200kwhまで	1月初旬	
1月～3月	360kwhまで	4月初旬または退寮時	

・定額使用量を超過した場合、その超過分の使用料金を計算し徴収する

【水道料金】

定額使用料(1ヶ月)	6,380円	超過分1㎡あたり、「水」215円、「お湯」375円
------------	--------	---------------------------

・第2・3学生会館において、定額の水道料金(水量・湯量)を超過した場合、その超過分の使用料金を3か月ごとに計算し別途徴収する

【食費の返還】

食費の一部(1カ月)	12,000円
------------	---------

第11条別表

【途中入寮時の寮費】

入寮時期	会館	契約年数	入寮金	部屋代・食費・水道光熱費・清掃費・管理費等
前期途中	第1	2年間	100,000円	前期終了までの月数分
		3年間	150,000円	
		4年間	200,000円	
	第2・第3	2年間	130,000円	前期終了までの月数分
		3年間	195,000円	
		4年間	260,000円	
後期途中	第1	1.5年間	75,000円	後期終了までの月数分
		2.5年間	125,000円	
		3.5年間	175,000円	
	第2・第3	1.5年間	97,500円	後期終了までの月数分
		2.5年間	162,500円	
		3.5年間	227,500円	